

第 490 回鳥取地方最低賃金審議会を開催

—平成 26 年度鳥取県最低賃金改正を答申—

鳥取労働局労働基準部賃金室

平成 26 年 8 月 8 日（金）9 時から、第 490 回鳥取地方最低賃金審議会（村上 俊夫 会長）^{むらかみとしお}が鳥取労働局庁舎 4 F 大会議室において開催されました。



本審議会では、平成 26 年度の鳥取県最低賃金の改正決定について、鳥取県最低賃金専門部会（野津 和功 部会長）^{のつかずのり}を設置し、5 回にわたり慎重に調査審議を重ねた結果を踏まえた同専門部会報告「鳥取県最低賃金の改定決定に関する報告書」が村上会長あてになされ、それを受けて、鳥取県最低賃金の改正決定について「時間額 677 円」で全会一致により結審し、その旨の答申について村上会長（写真右）から 河野 純伴 鳥取労働局長（写真左）^{かわのすみとも}あて手渡されました。



この答申を受けた鳥取労働局では、鳥取県最低賃金の改正発効に向けて所要の手続に入りました。

今回の答申について、本審議会の意見に対する異議の申出に関する公示を今月 25 日（月）まで行い、異議の申出があった場合には、次回の第 491 回本審議会を開催して、異議の申出に関する審議を行う予定としています。

なお、効力発生日については、異議の申出がない場合、最短で 10 月 4 日（土）になる予定となります。

また、「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」及び「鳥取県各種商品小売業最低賃金」に係る特定最低賃金改正決定の申出を受けた報告が事務局からなされ、同最低賃金の改正決定の必要性の有無について、河野局長から村上会長あて諮問がなされました。

本審議会においては、それぞれの特定最低賃金専門部会を設置することとし、本日、鳥取労働局では、同専門部会委員の推薦等を求める公示を行いました。

今後、同専門部会委員の決定後、同専門部会においてそれぞれ慎重な審議を行っていくこととしています。

なお、今後の審議は、異議の申出があった場合には、第 491 回本審議会を 8 月 28 日（木）10 時から鳥取労働局庁舎 4 F 大会議室において開催する予定としています。